



新見市消防体制基本構想計画

の見直しに関する

提 言



令和8年10月

新見市消防体制基本構想検討委員会

提言にあたって

新見市消防体制基本構想検討委員会ⁱ（以下「検討委員会」という。）は、令和3年4月に策定された「新見市消防体制基本構想計画」ⁱⁱ（以下「構想計画」という。）の前半5年間の取組を検証するとともに、人口減少、消防職員の確保、救急需要の高止まり、医療提供体制の変化などを踏まえ、今後の新見市に必要な消防体制について検討を重ねてきました。

本提言は、その結果を踏まえ、「構想計画」の今後5年間に取り組むべき方向性を示すものです。

消防・防災力の維持・向上は、消防本部のみで実現できるものではありません。消防団、自主防災組織、地域コミュニティ、大学、事業所、市民等の多様な主体に加え、庁内の関係部局が分野横断的に連携し、関連する施策を総合的に推進することが重要です。

人口減少が進み、財政的・人的制約が一層厳しくなる中であっても、こうした連携による相乗効果を最大限に引き出し、持続可能な消防・防災体制を構築することを期待します。

提言の基本的な考え方

前半 5 年間の検証

本署の建替えが完了し、本署としての機能不全が解消されたことを確認しました。この間、従来のサービスは維持されましたが、検討委員会による令和 2 年度の提言に示された消防力の効果的な運用には至っていないなど、課題が解消されたわけではありません。加えて、消防活動で本来必要とされる人員と体制が十分に確保されていないことも確認されました。

また、消防団、自主防災組織等は、人口減少下においても一定の規模を保っていますが、高齢化と担い手不足、活動の地域差、施設・機材の老朽化など多くの課題を抱えています。

総じて、運用面の課題が多く残されていることが確認されました。

今後 5 年間の消防体制のあり方

前半 5 年間の検証結果と社会環境の変化を踏まえ、次の 4 点に重点を置き提言します。

- 消防・救急需要に対するサービス水準の維持
- 市の消防力活用の効率化、職員の能力向上と人材獲得、それらを総合した持続可能性向上のため、柔軟な組織運営を実現する体制への移行
- 自助・共助の力を維持・向上させるための実効性のある方策の実施
- 計画の実施状況を定期的に分析評価する実効性のある仕組みづくり

◇目次

提言にあたって・提言の基本的な考え方

I 構想計画の趣旨について・・・・・・・・・・ 1

- 1 構想計画の趣旨
- 2 新見市総合計画との連携
- 3 構想計画の検証体制
- 4 構想計画の期間

II 構想計画策定にあたって・・・・・・・・・・ 3

- 1 消防を取り巻く環境の変化
- 2 国の動向

III 策定に向けた現状と課題・・・・・・・・・・ 9

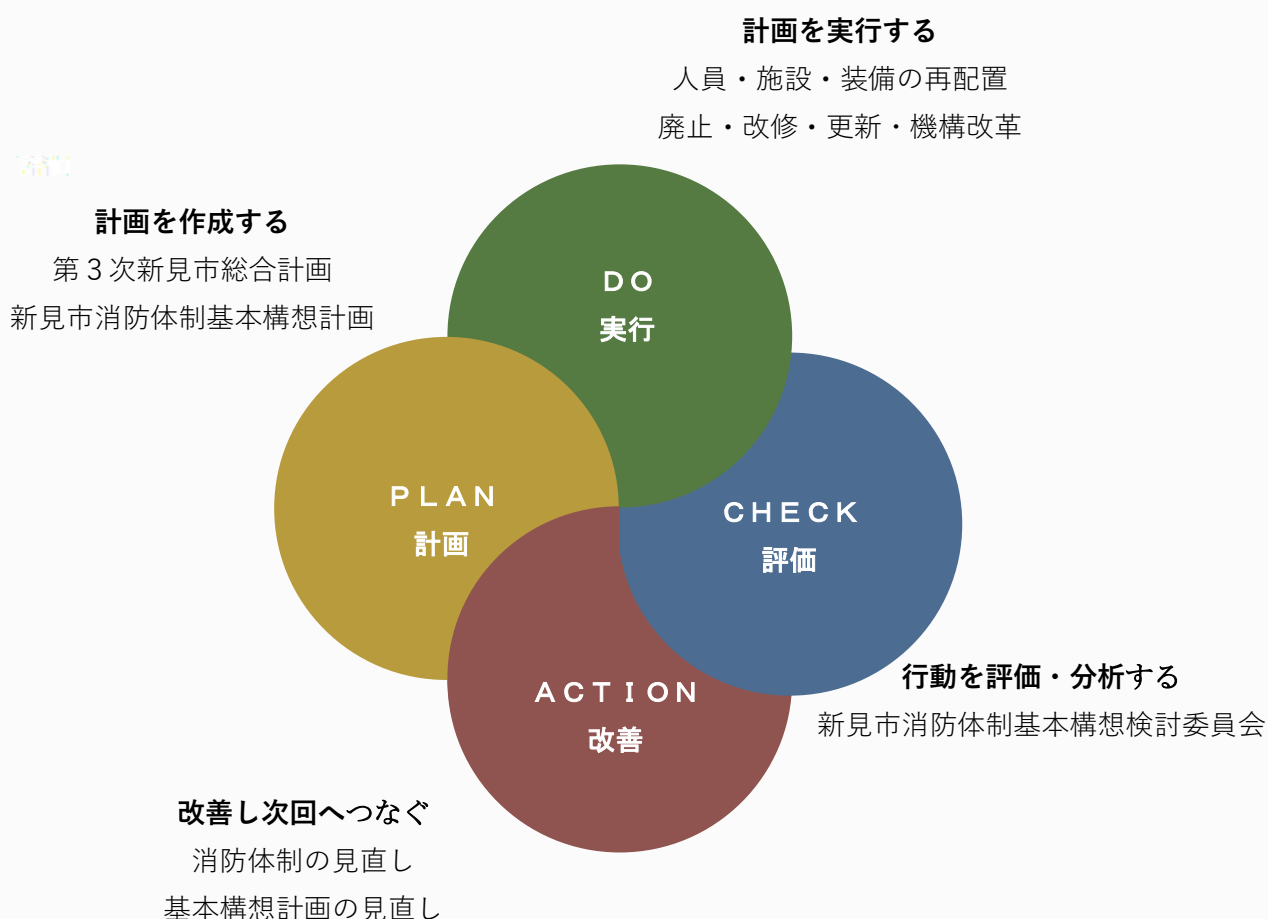
- 1 消防組織体制
- 2 警防体制
- 3 予防体制
- 4 新見市消防団の状況
- 5 自主防災組織等
- 6 主要な課題

IV 主要な取組・・・・・・・・・・ 21

- 1 消防本部・消防署の取組
- 2 消防団の取組
- 3 自主防災組織等の取組
- 4 計画の推進と検証

おわりに

I. 構想計画の趣旨について



消防体制のPDCAサイクル

1 構想計画の趣旨

この計画は、「安全で、市民生活を支えられるまち」を実現するため、本市の人口動態、インフラ整備、市民ニーズに合わせて消防施設、人員及び消防車両・資機材を有効に活用することにより、本市の将来に向けた持続可能な消防体制を構築することを目的に策定するものです。

2 新見市総合計画との連携

総合計画ⁱⁱⁱは、本市が目指す将来像や目標を明らかにし、その実現に向けた基本的な考えを示す「基本構想」と、基本構想に基づく行政分野を総合的、体系的に示す「行動計画」の2層で構成されています。構想計画は、行動計画に掲げる行政各分野の施策・取組のうち、消防・救急に関する施策を具体的に実施するための計画とします。

3 構想計画の検証体制

消防体制のPDCAサイクルを回すため、検討委員会において、検証を行います。

4 構想計画の期間

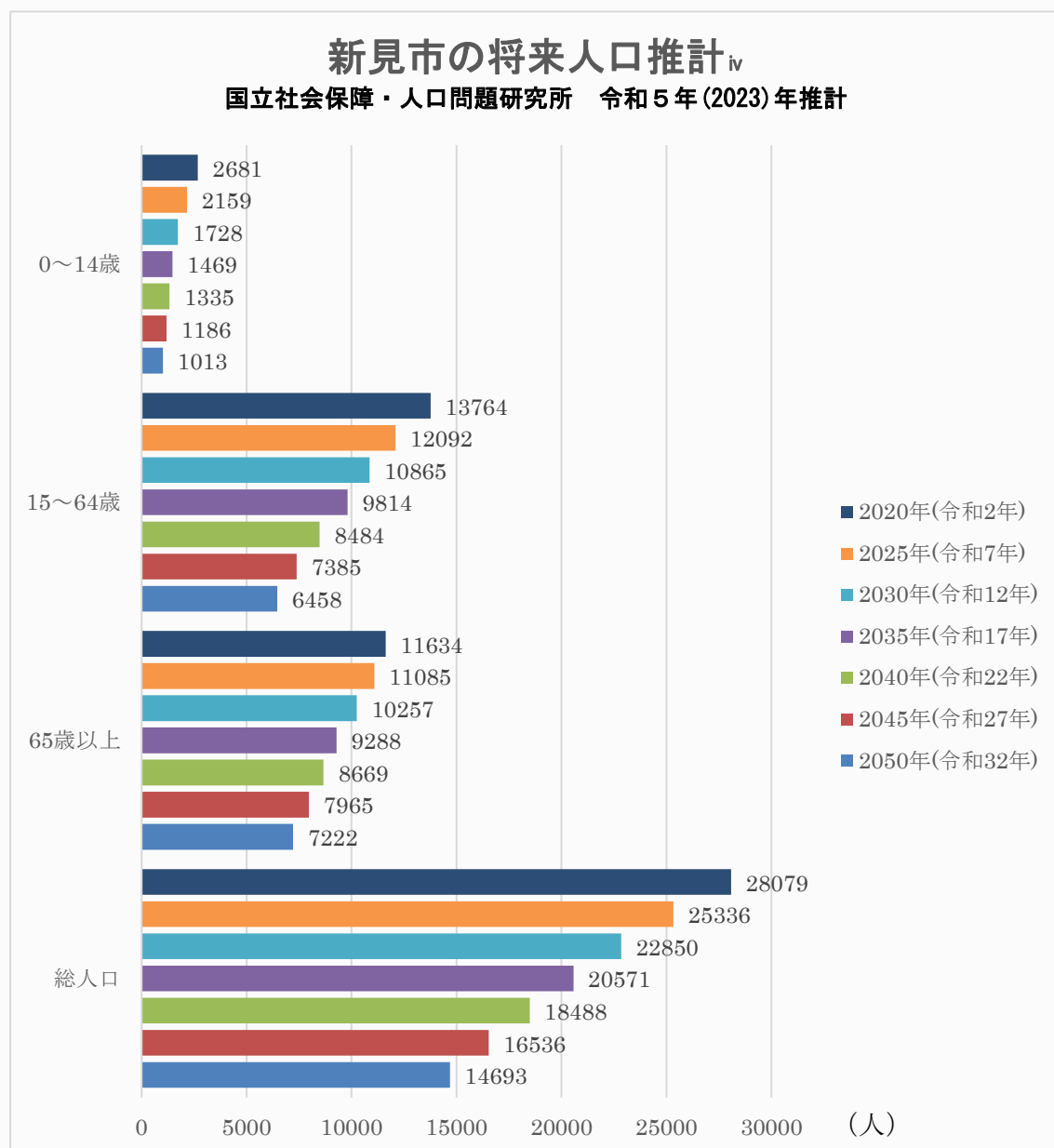
計画の期間は、10年間（令和3年度から令和12年度）とします。なお、本計画については、5年が経過した令和7年度末に時点修正を行い、令和8年度に検討委員会の検証及び提言を受けて見直しを行います。

Ⅱ．構想計画策定にあたって

1 消防を取り巻く環境の変化

近年、災害や事故が複雑・多様化、大規模化しており、また、人口減少社会への移行により、市民ニーズの変化、急速な高齢化社会の到来、さらには豪雨災害や新興感染症への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。一方で、本市の財政状況も踏まえ、消防体制のより一層の効率的・効果的な運用が求められています。

今後の消防は、このような社会環境や市民ニーズの変化、高い確率で発生が予測されている南海トラフ地震をはじめとした大規模災害時に的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守っていくことが求められています。



2 国の動向

（１）消防力の整備指針

平成 17 年に市町村の消防力の整備目標としての性格を明確にし、十分な活動を促すため、告示の名称が「消防力の基準」から「消防力の整備指針」に改められ、以下の基本理念のもと地域の実情に即して具体的な整備に取り組むことが要請されました。

- 総合性の発揮
- 複雑・多様化、高度化する災害への対応
- 地域の防災力を高めるための連携
- 大規模災害時等における広域的な対応

（２）消防・救急無線のデジタル化

電波法関係審査基準の改正により、平成 28 年 5 月 31 日までに従来のアナログ式消防救急無線からデジタル式消防救急無線へ移行することが決定され、本市においても平成 26 年 11 月に消防救急デジタル無線の運用が開始されました。これに加え、国が推奨する他市との広域共同運用や指令業務の連携強化という方針に基づき、有事の際にも円滑かつ迅速な情報共有を可能とする体制を整備し、広域的な通信・指令体制の高度化を図っています。

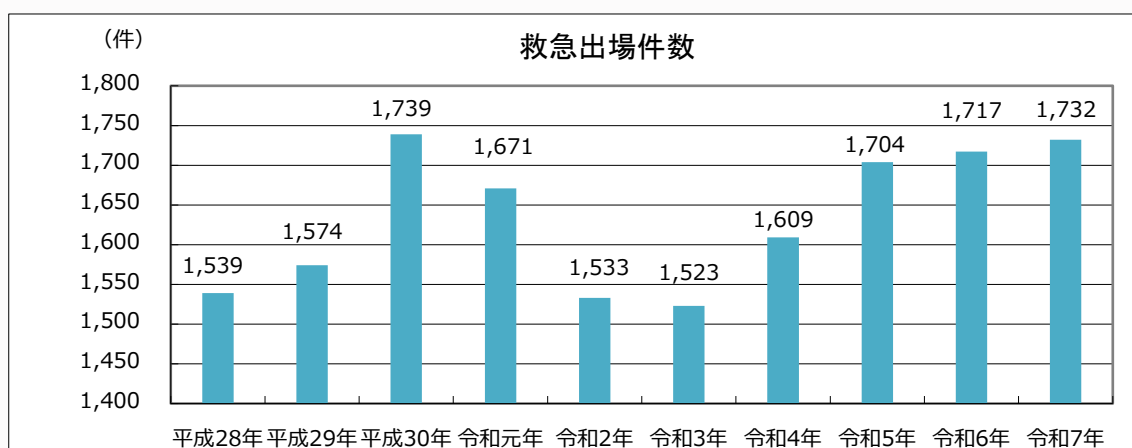
（３）緊急消防援助隊の充実強化

緊急消防援助隊の基本計画に基づき、部隊及び装備の充実を図るとともに、一層効果的な消防応援を行うため、後方支援体制の充実が図られています。また、各関係機関と連携し、より実践的な地域ブロック合同訓練を実施しています。本市においても、救助隊 1 隊、消防隊 3 隊、救急隊 1 隊を登録し、車両の整備、隊員の技術向上に努めています。



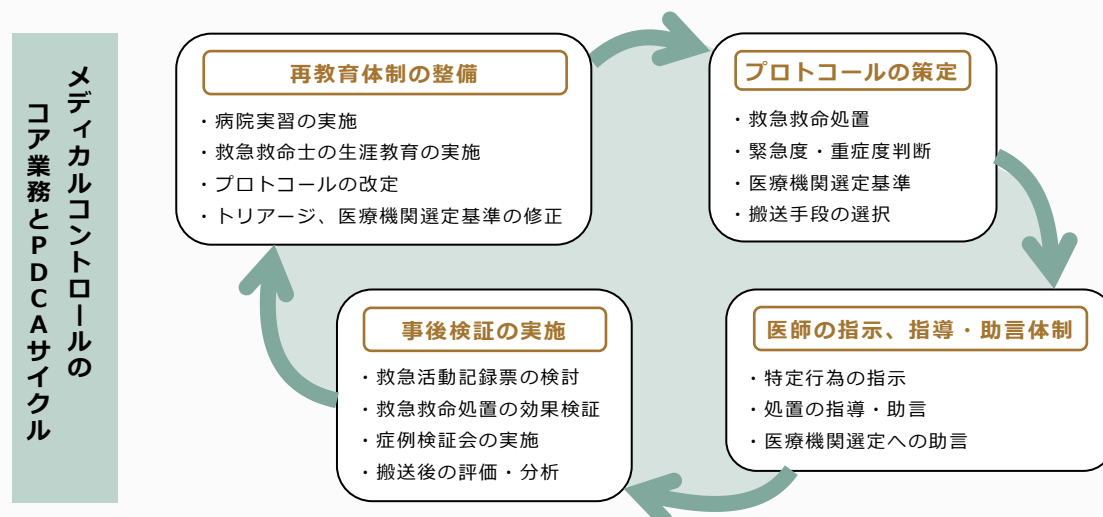
(4) 救急需要及び救急救命士の処置範囲拡大

令和2年～4年（コロナ禍）は、一時的に救急出場件数は減少しましたが、それ以降は毎年1,700件を超えています。人口減少と同時に高齢化も進み、65歳以上の人口の減少は緩やかであることから、救急需要は当面、この水準で推移すると見込まれます。また、救急需要の増加に加え、医療提供体制の変化や救急救命士の処置範囲の拡大により、救急隊には、より高度で的確な判断と対応が求められています。



(5) 救急搬送及び医療機関の受入体制の構築

傷病者の状況に応じ、より適切で、円滑な救急搬送及び受入体制の構築を図るため、消防法の一部を改正する法律が平成21年10月30日に施行されました。この改正により「都道府県はメディカルコントロール協議会等を活用した、消防や医療機関等で構成する協議会を設置し、傷病者の受入れに関する実施基準を、地域の実情に応じて策定していくこと」とされ、岡山県においてはメディカルコントロール協議会を平成21年に設置して連絡調整や検討を重ねており、救急救命士の質の向上と救命処置の質の担保を図っています。



（６）住宅防火対策の推進

近年の住宅火災による死者数は、65歳以上の高齢者が７割以上を占めており、非常に高い水準で推移しています。今後も高齢化が進むことが予想されるため、住宅火災による高齢者の死者数の割合はさらに増加する可能性があります。

このような状況を踏まえ、住宅における防火設備の充実や更新を促進する必要があります。住宅用火災警報器の設置や適正な維持管理及び定期点検の重要性について継続的に啓発していくことが重要です。また、初期消火に効果的な消火器などの普及を促進することで、より実効性のある防火対策を推進します。

（７）火災予防対策の推進

近年、我が国では火災による被害を最小限に抑えるため、火災予防対策の充実が急務とされています。そのため、国は火災予防に関する法律や制度の整備を進めています。

具体的には、施設における消防用設備の設置を促進し、消防法に基づく定期的な点検や検査を実施することで、火災の拡大を防ぐ体制を構築します。また、乾燥した季節には林野火災注意報や警報を発令し、地域住民に早期の警戒を促すことで、火災の発生を未然に防ぐための制度を整備します。

（８）消防団員確保に向けた対策の推進

消防団員の減少に歯止めを掛けるため、平成１８年度から消防団員確保のための全国的な運動が展開され、令和３年４月には、総務省消防庁長官通知において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が示され、消防団員の処遇改善がなされたところですが、全国の消防団員数は依然として減少を続けています。地域の実情に精通した消防団は、地



域密着性、要員動員力及び即時対応能力の面でも優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取組等、地域の安全・安心の確保には不可欠な組織です。そのため、消防団の重要性を改めて認識し、地域の防災力を向上させる観点からも、以下のとおり積極的に消防団員の確保に努める対策を講じています。

○ 事業所との協力体制の推進（消防団協力事業所表示制度）

令和８年４月１日現在、消防団協力事業所は２９あります。

○ 公務員の入団促進、大学生の入団促進、女性の入団促進



（９）消防の広域化

管轄人口が１０万人未満のいわゆる小規模消防本部では、管内で発生した火災等に対応する必要最小限の体制しか確保できないため、大規模な災害が発生した場合の対応に課題を抱えています。こうした状況の中、国においては消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、平成１８年度に「消防組織法の一部を改正する法律」が公布・施行されました。これにより「市町村の消防広域化」が推進され、小規模消防本部の解消が図られています。現在、岡山県においては、各自治体による消防体制を継続することとなっています。

ア 初動体制等の強化による住民サービスの向上

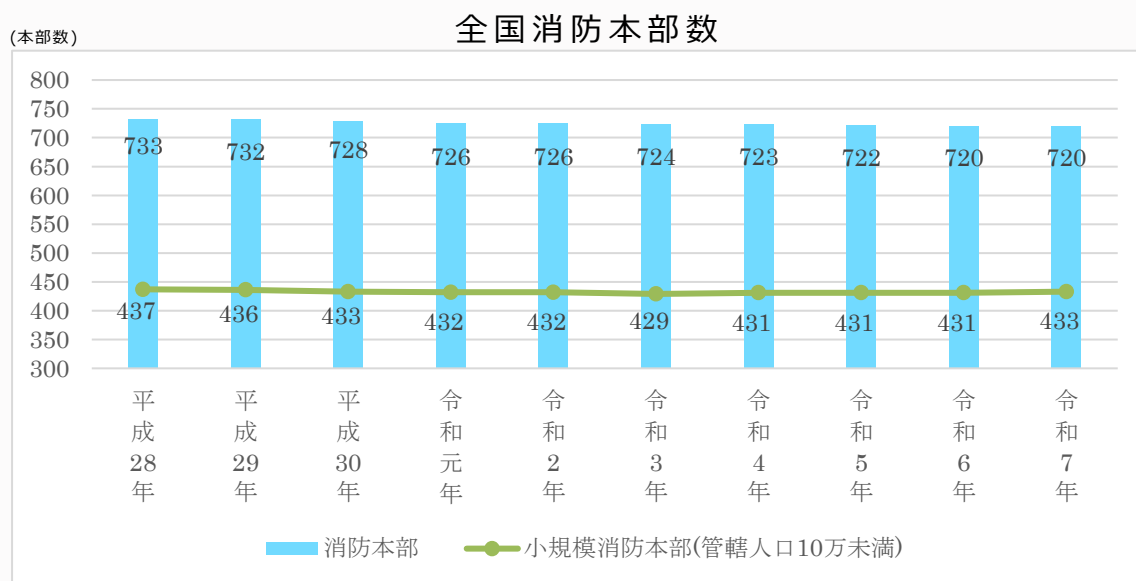
- ▶ 消防本部が保有する部隊数が増えるため、初動出動台数が充実し、初動体制・増援体制の強化が図られる。
- ▶ 管轄区域の見直しによる現場到着時間の短縮

イ 人員配置の効率化及び現場体制の充実

- ▶ 本部要員を警防部門へ配置
- ▶ 予防業務・救急業務の高度化・専門化
- ▶ 通信指令システムの高度化・専門化

ウ 消防体制の基盤強化

- ▶ 広域化により財政規模が拡大するため、高度な車両や消防施設の計画的な整備が図られる。



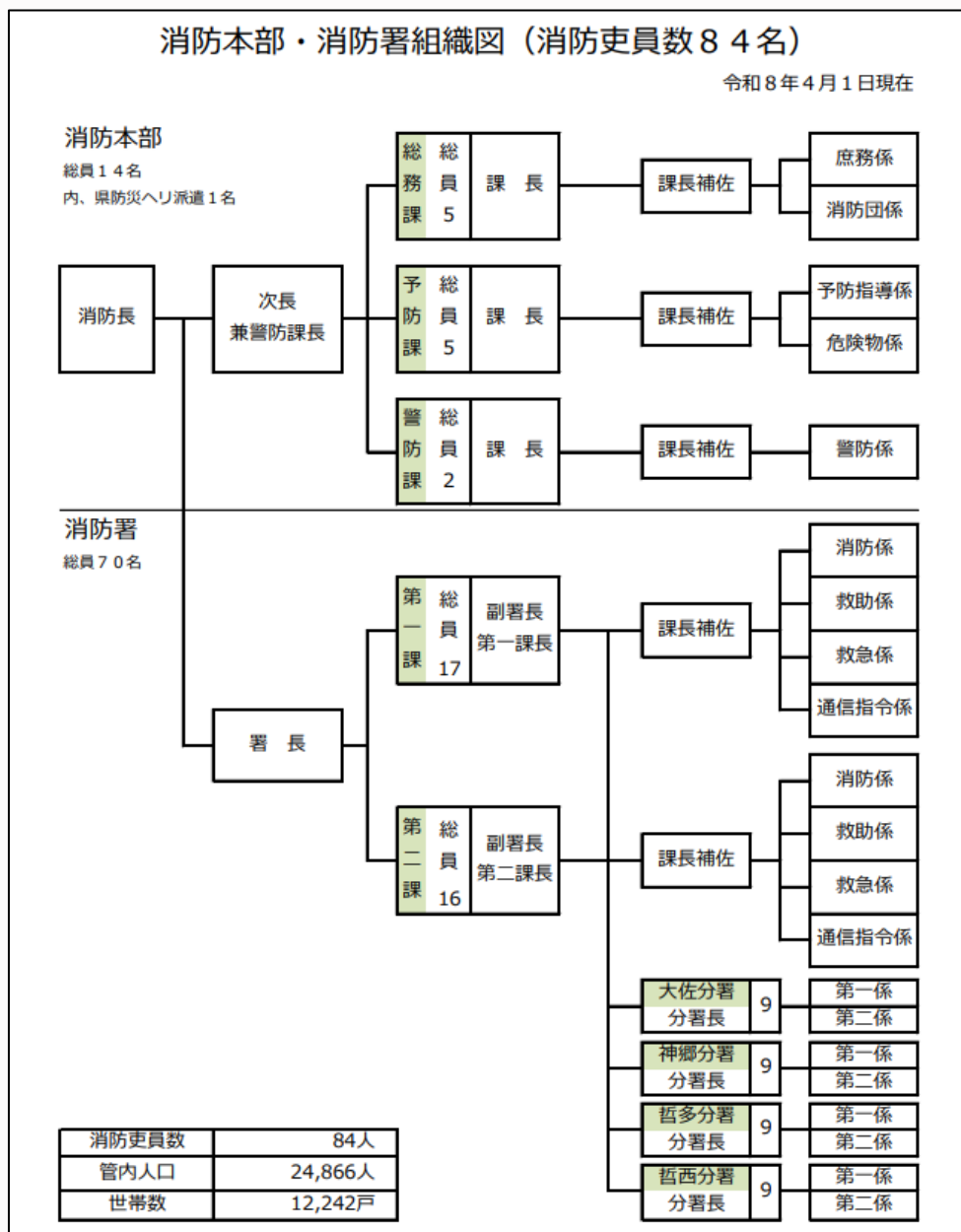
（各年４月１日現在の数値）＜出典：令和７年版消防白書＞

Ⅲ．策定に向けた 現状と課題

1 消防組織体制

(1) 消防本部

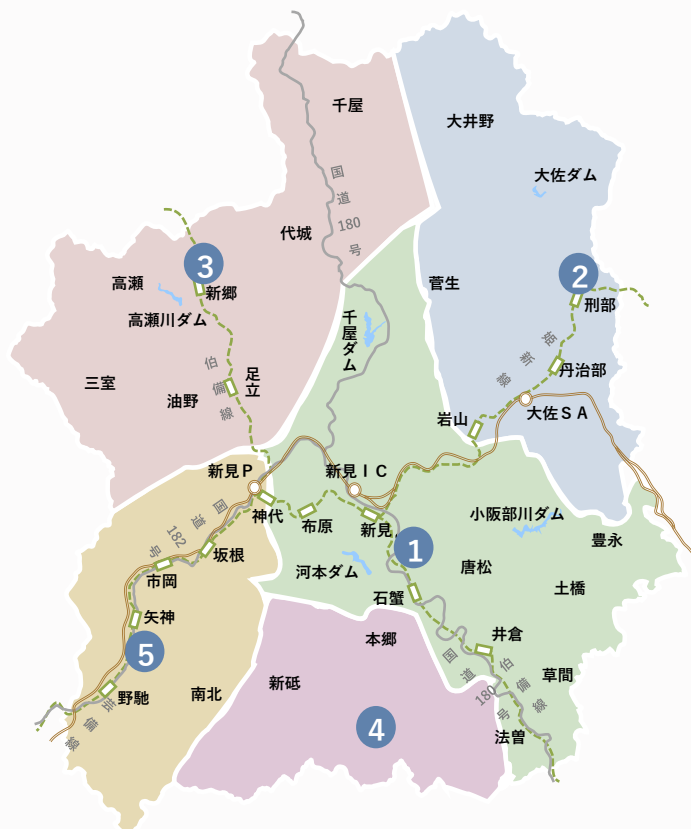
新見市消防本部は、昭和23年3月7日に施行された消防組織法に基づき、昭和43年4月に発足し、昭和47年に隣接する1市4町で消防の広域化が図られ「新見地区消防本部」となりました。その後、平成17年3月31日に、この構成市町の自治体が合併し、「新見市消防本部」と改称されて現在に至っています。これまで1本部・1署・4分署で、各種災害に対する消防体制を構築し、組織・施設・装備等の全般にわたり消防力の充実・強化が図られてきました。現在、消防本部は総務課、予防課、警防課の3課で組織されています。



(2) 消防署

新見市消防署は、1 消防署・4 分署体制のもと、24 時間、2 交替制の隔日勤務で、火災をはじめとする各種災害や救急要請に対応しています。

(3) 消防庁舎の位置及び管轄区域



①新見市消防本部・消防署
新見市新見 1 8 6 番地



②大佐分署
新見市大佐小阪部 1 3 2 7 番地 1



③神郷分署
新見市神郷釜村 1 1 8 7 番地 1



④哲多分署
新見市哲多町矢戸 7 0 1 番地 2



⑤哲西分署
新見市哲西町矢田 2 5 5 9 番地 4

2 警防体制

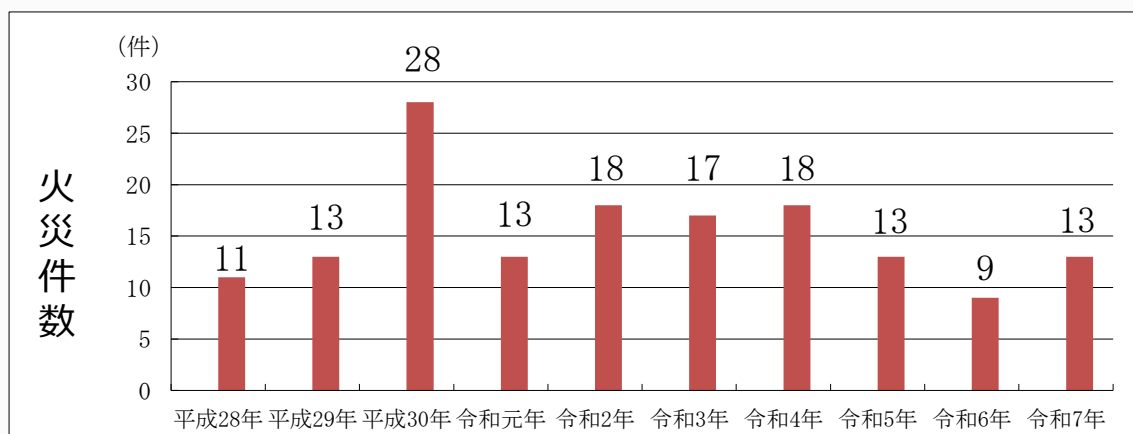
近年、災害や事故が複雑・多様化、大規模化しており、平成30年7月に岡山県下で発生した記録的な豪雨災害では、河川の氾濫により多数の死者や家屋の損壊が発生するなど市民生活に甚大な被害が及びました。また、令和元年9月に新見市内で発生した局地的豪雨災害では、家屋の浸水や土砂流入により市街地に甚大な被害が及びました。このような状況の中、従来の災害対応に加え、あらゆる災害の発生を視野に入れ、全ての災害に的確に対応できる警防体制を確立させるため、資機材の増強、消防水利の整備はもとより、実践的な訓練を行い災害対応能力の強化を図るなど、市民が安全に安心して生活できるまちづくりに積極的に取り組んでいます。



平成30年7月豪雨

(1) 火災

近年の火災形態は、建物の構造・材料等の変化に伴い、火災の様相も急激に変化してきていることから、様々な火災に対応するために、さらなる隊員の知識・技能の向上が求められています。また、消防職員の若年化により、火災の現場経験が少ない職員に対する実践的な訓練も必要とされています。このため、消防学校等での最新機材を有効活用した実務訓練等を繰り返し実施することにより、隊員の資質向上に努めています。



（２）救助

昭和61年4月の消防法改正に伴い、救助隊が法的に位置付けられたことから、消防機関が担う救助業務は、時代の変遷とともに火災、交通事故、水難事故、自然災害を初め、化学災害などの特殊な災害に及ぶものとなっています。これらの災害に迅速かつ的確に対応できるよう、消防署に救助隊を配置し、救助業務を担っています。



（３）救急

消防本部では、より質の高い救急業務を遂行するため、救急業務の高度化や円滑な救急搬送、受入体制の構築に取り組んでいます。救急隊は、本署へ2隊、分署へ各1隊を配置し、計6隊で市内の救急業務を担っていますが、専任救急隊はなく、消防隊、救助隊との兼務運用となっています。

救急業務の高度化については、救急救命士の計画的な養成、継続的な救急救命士の病院実習及び一般救急隊員に対する再教育の実施のほか、地域メディカルコントロール協議会と調整を図りながら、着実に進めています。



また、円滑な救急搬送、受入体制を構築するため、救急事案によっては救急隊員の増員や救急救命士の応援出場、さらには、ドクターヘリ・ドクターカー・消防防災ヘリを早期に要請するなど、円滑な救急搬送に努めています。受入体制については、新見医師会や新見市メディカルコントロール協議会と連携を図り、症例検証会等を通じて継続的に協議を行っています。

さらに、学校や事業所での救急講習をはじめ、年6回の普通救命講習、年2回の上級救命講習を定期的に開催するなど、1人でも多くの市民が応急手当を行うことができるよう育成に努めています。

(4) 通信指令

令和7年8月の新庁舎移転に伴い、一部の機器を更新するとともに、浸水リスクを踏まえ通信指令室を2階に整備しました。

また、災害時における災害対策本部において円滑かつ迅速な情報共有を可能とするため、電子黒板等の情報共有機材を導入し、連携体制を強化しました。

さらに、救命率向上のため、通信指令員が119番通報時から救急車が到着するまで、通報者に必要な応急処置を指導する「口頭指導」についても積極的に実施しています。



(5) 施設・装備

複雑・多様化、大規模化する各種災害に対応するためには、災害対応の拠点としての役割を果たす施設を初め、装備、資機材が必要不可欠であることから、車両や資機材の増強を積極的に推進しています。

ア 庁舎施設

昭和50年代に建設された消防庁舎は、消防車両の大型化、災害の多様化による資機材の増強、安全性・機能性の観点から、抜本的な改善が必要であったことから、令和5年度から新消防庁舎の建設を始め、令和7年5月に完成し、同年8月から運用を開始しました。

なお、分署については、平成に入ってから順次建て替えが完了していますが、建て替えから20年以上が経過していることや、職場環境整備の観点からユニバーサルデザインを取り入れた改修が必要な状況です。

令和7年5月	消防庁舎新築(敷地面積4938.33㎡) 鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積2302.38㎡ 訓練棟 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)5階建て 延床面積:484.56㎡
平成9年3月	大佐分署新築(敷地面積1280.69㎡、建物面積270.06㎡)
14年3月	神郷分署新築(敷地面積1274.31㎡、建物面積267.52㎡)
15年2月	哲西分署新築(敷地面積1281.29㎡、建物面積268.25㎡)
16年3月	哲多分署新築(敷地面積816.95㎡、建物面積268.00㎡)

イ 車両配備

本署には水槽付き消防ポンプ車、多目的消防ポンプ車、資機材搬送車、指揮車、消防ポンプ車、救助工作車を各 1 台、救急車を 2 台、各分署には消防ポンプ車、救急車を各 1 台配備し、合計 16 台で各種災害に対応しています。



水槽付き消防ポンプ車



多目的消防ポンプ車



資機材搬送車



消防ポンプ車



救助工作車



救急車

ウ 資機材整備

災害活動用資機材は、消防車両の整備とともに積載品として整備しているほか、高度救急資機材や高度救助用資機材など、災害種別に応じた活動用資機材を順次整備しています。特に救急隊は、急速に拡大していく救急救命処置に対応するため、高度救急資機材の整備はもとより、救急救命処置を適切に実施するために訓練用資機材の充実を図っています。

また、個人装備品である防火衣等も計画的に更新し、職員の安全確保に努めています。



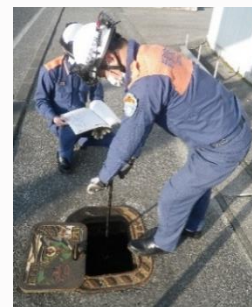
ドローン



救助用ボート

（６）消防水利

火災の発生時に迅速な消火活動を行うための消防力の３要素として、消防水利は、装備（施設）及び人員とともに重要です。消防本部では、消防水利の定期的な調査を実施するとともに、消防水利が少ない地域に防火水槽を新設するなど、消防水利の整備に努めています。



３ 予防体制

予防業務については、消防本部予防課が中心となり、一般住宅や事業所からの火災を予防することを目的に、市民に対しては、春と秋の火災予防運動週間をはじめ、文化財防火デー、危険物安全週間に防火教育訓練を開催するなど、防火意識の高揚、防火思想の普及啓発に努めるとともに住宅用火災警報器の適正な設置に向けた指導を行っています。また、事業所に対しては、火気の使用、取扱いや消防用設備等の設置指導、危険物施設等の許認可や検査、防火対象物等への立入検査を行っています。



近年、業務内容は、高度化、多様化しており、防火対象物にかかる違反是正などの業務を円滑に遂行するために、より高度な知識と技術が職員に求められています。

このことから、消防庁は平成１８年４月から「予防技術資格者」の資格を有する職員１名以上を、消防本部に配置することを決めました。当消防本部においても資格取得者の養成に努めており、令和８年４月１日現在、１０名が保有しています。



・危険物取扱者保安講習



・防火対象物立入査察



・消火器取扱い指導

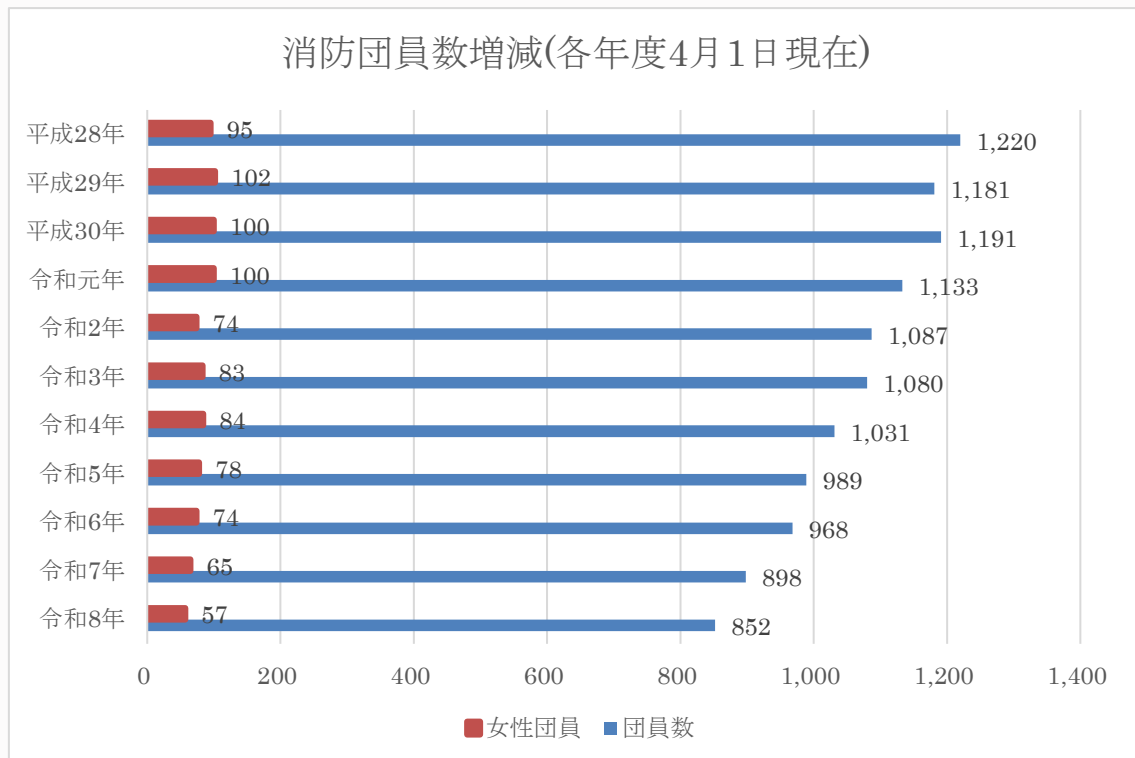
4 新見市消防団の状況

新見市消防団^{vi}は、令和8年4月1日現在、1本部9分団44部、852名の団員で構成されています。

消防団は、消防組織法に基づいて市町村に設置されている非常備の消防機関であり、消防団員は日常、各自の職業に従事しながら郷土愛護の精神に基づき消防活動に従事する非常勤特別職の地方公務員です。

日頃から消火栓点検や消防ポンプ点検、さらには厳正な規律訓練や消防操法訓練等を行い、火災の発生に備えています。

また、消防団は消火活動のみならず、地震や風水害等多数の人員を必要とする大規模災害時の救助活動、避難誘導、災害防ぎょ活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した活動により、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしています。

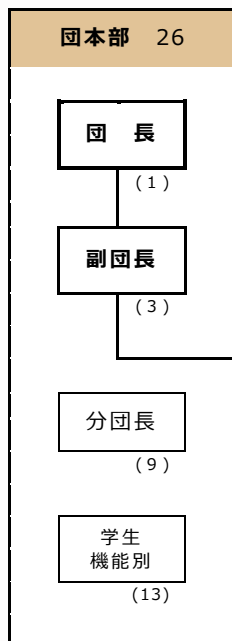


新見市消防団

組 織 図

(1 本部 9 分団 44 部)

令和 8 年 4 月 1 日現在



中部分団 92	高尾(向田を除く)、西方(段、小南、宗金を除く)、唐松の一部(灰貝)、新見、石蟹、正田(広瀬を除く)、金谷	本部 17	分団長 副分団長 女性(団員) 一般機能別	1 6 3 7	第1部 第2部 第3部	28 28 19
南部分団 62	長屋、唐松(灰貝を除く)、正田の一部(広瀬)、井倉、法曾、足見の一部(矢茂、向尻及び姫原)、草間の一部(谷合、棚ガ瀬及び広石)	本部 14	分団長 副分団長 女性(団員) 一般機能別	1 6 1 6	第1部 第2部 第3部 第4部	14 14 8 12
東部分団 92	草間(谷合、棚ガ瀬及び広石を除く)、土橋、足見(矢茂、向尻及び姫原を除く)、豊永佐伏、豊永赤馬、豊永宇山	本部 22	分団長 副分団長 女性(団員) 一般機能別	1 7 4 10	第1部 第2部 第3部 第4部 第5部	16 15 12 10 17
北部分団 94	上熊谷、下熊谷、菅生(千原、小原、灰が峠、阿福、塩津及び別所を除く)	本部 18	分団長 副分団長 女性(団員) 一般機能別	1 7 3 7	第1部 第2部 第3部 第4部	25 19 18 14
西部分団 73	坂本、馬塚、上市、西方の一部(段、小南及び宗金)、高尾の一部(向田)、菅生の一部(千原、小原、灰が峠、阿福、塩津及び別所)、足立、千屋井原、千屋花見、千屋実、千屋	本部 12	分団長 副分団長 女性(団員) 一般機能別	1 3 7 1	第1部 第2部 第3部 第4部 第5部	19 12 6 15 9
大佐分団 108	大佐小阪部、大佐永富、大佐上刑部、大佐大井野、大佐小南、大佐布瀬、大佐田治部	本部 21	分団長 副分団長 女性(団員) 一般機能別	1 8 8 4	第1部 第2部 第3部 第4部 第5部 第6部 第7部	14 15 11 10 14 12 11
神郷分団 106	神郷下神代、神郷高瀬、神郷油野、神郷釜村	本部 27	分団長 副分団長 女性(団員) 一般機能別	1 7 2 17	第1部 第2部 第3部 第4部 第5部	18 10 16 19 16
哲多分団 100	哲多町本郷、哲多町宮河内、哲多町花木、哲多町荻尾、哲多町成松、哲多町老栄、哲多町矢戸、哲多町蚊家、哲多町田淵、哲多町大野	本部 18	分団長 副分団長 女性(団員) 一般機能別	1 9 4 4	第1部 第2部 第3部 第4部 第5部 第6部	12 19 8 8 19 16
哲西分団 99	哲西町矢田、哲西町上神代、哲西町畑木、哲西町八鳥、哲西町大竹、哲西町大野部	本部 12	分団長 副分団長 女性(団員) 一般機能別	1 6 3 2	第1部 第2部 第3部 第4部 第5部	29 17 11 11 19

5 自主防災組織等

(1) 自主防災組織

自主防災組織^{vii}は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき、自主的に結成された組織であり、災害による被害を未然に防ぎ、災害発生時の被害を軽減するための活動を行う組織です。

平時には防災知識の普及や啓発、地域内の安全点検や防災訓練などを行い、災害が発生した場合には情報を収集して住民に伝えるとともに、初期消火や避難誘導、避難所の運営などを担います。

本市においては、令和8年5月1日現在、34の自主防災組織が結成されています。

消防本部では、自主防災組織に対して災害対応に必要な基礎的な初動対応から、実践的な防災訓練に至るまで幅広く地域に応じた訓練指導を随時行い、地域防災力の向上に努めています。



(2) 防火委員会

防火委員会は、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ等で組織されており、地域住民の安全・安心を守るため、火災予防の啓発及び防火活動を展開するとともに、各クラブの育成や会員の研修に努めています。

本市の防火委員会は、令和8年4月1日現在、市内22団体が参加し、1,702名の会員で組織されています。

幼い頃から火災予防思想の高揚を図る「自助」を学び、地域住民同士の「共助」に携わっていくことは、地域防災力の向上に欠かすことはできません。



6 主要な課題

令和3年度～7年度の5年間では、消防本部・本署の建て替えが実現するなどの成果がありました。しかし、将来を見据えて現状を評価すると、市民の生命、身体及び財産を守り続けるために必要な、時代の変化に対応し、持続可能性を維持するための体制や仕組みが欠けています。解決には表に示す重要で、多くのステークホルダーが関係する課題＊に取り組む必要があります。

	課 題
持続可能な消防体制の構築	・限られた人員と予算でのやりくり ・対象エリアの広さと交通網の脆弱さ ・自助・共助・公助の役割分担 等
消防署・分署	・本署と分署の業務量の偏り ・火災への適切な対応 ・人材育成に充てる時間の確保 等
消防団	・団員数の減少 ・高齢化の進行 ・負担の大きさ 等
自主防災組織	・組織の設立に地域差 ・防災リーダー等人材の確保 ・コミュニティの弱体化 等
救急・医療連携	・救急需要の増加 ・救急隊員の再教育の機会確保 ・高まる医療機関の重要性 等
人材確保・職員環境	・消防職員の採用と定着（確保） ・育成にかかる時間の確保 ・職場環境 等
地域との連携	・市民の防災意識向上 ・地域資源の活用・連携の不足 ・参加機会の確保と継続 等

＊詳細については、資料編「資料20、資料25、資料26」を参照。

<参考> 消防学校教育訓練内容

	課 程			目 的	
消 防 職 員	初任教育			消防全般にわたる基礎教育を行うとともに消防職員としての自覚と消防精神の高揚を図り、災害防除の重責を遂行できる消防職員を養成する。	
	幹部教育	初級幹部科		指揮監督能力を練成するとともに消防行政推進に必要な知識と技術を修得させ、初級幹部にふさわしい消防職員を養成する。	
		中級幹部科		組織の管理運営や現場活動の安全管理など職場における監督者としての幅広い知識を修得させ、中級幹部にふさわしい消防職員を養成する。	
	専科教育	警防科		それぞれ特定の分野に関する専門的な知識と技術を修得させる。	
		予防科			
		火災調査科			
		救急科			
		救助科			
	特別教育	水難救助科		水難救助技術の向上を図り、日本赤十字社の救助員の資格を取得させる。	
		実火災体験型訓練研修		実火災体験型訓練施設を使用して火災の性状を理解し、必要な知識と技術を修得させる。	
		通信指令研修		1 1 9 番入電時の災害選定、現場特定並びに口頭指導等に必要な知識及び技術を修得させる。	
		ブラッシュアップ研修		各事象の想定訓練を通して、さらなる高度な技術、知識及び判断力を修得させる。	
		実火災体験型訓練指導者研修		実火災体験型訓練施設を安全に使用するにあたり、指導者として必要な知識と技術を修得させる。	
消 防 団 員	基礎教育			消防団員として必要な知識と技術を修得させる。	
	幹部教育	初級幹部科		指揮能力の向上を図る等、初級幹部に必要な知識と技術を修得させる。	
		指揮幹部科	現場指揮課程		各種災害時の現場指揮、安全管理及び防災指導要領を修得させる。
			分団指揮課程		災害時の分団の管理運営要領及び効果的な現場活動のあり方を修得させる。
	専科教育	警防科		災害現場活動に必要な知識と技術を修得させる。	
		機関科		ポンプ運用等、機関員として必要な知識と技術を修得させる。	
	特別教育	水災害等対応講習		水災害現場活動に必要な知識と技術を修得させる。	
		女性活躍推進研修		女性消防団員に必要な知識と技術を修得させる。	
自主防災組織等	事業所自衛消防隊員教育			消防防災に関する基礎知識と技術を修得させ、事業所災害の防止を図る。	
	少年消防クラブ員教育			消防の仕事を認識させるとともに防火意識の高揚を図る。	
	女性防火クラブリーダー研修			防火、防災と災害時の活動について必要な知識と技術を修得させる。	
	各自主防災組織等研修			防災に関する基礎知識と技術を修得させ、防災意識の高揚を図る。	

IV 主要な取組

1 消防本部・消防署の取組

人口減少が進む中でも、消防・救急需要に対応する体制を維持する必要がある。その中で、本署と分署の業務量には偏りがあり、消防活動に必要な隊員の確保、職員の教育訓練に充てる時間の確保、安定的な人材確保が課題となっている。署所ごとの固定的な人員配置を前提とした運用を見直し、市全体の消防力を有効に活用する必要がある。

(1) 持続可能な消防体制への転換

限られた人員、車両、施設及び資機材を有効に活用しながら、地域の消防・救急需要に応じて、市全体として必要な消防力を維持できる体制とすべきである。

ア 消防力の一元管理と運用

本署を市の消防力を総合的に管理する中核とし、分署施設は一体となって初動対応と迅速な現場到着を実現するための活動拠点とすべきである。そのため、地域の消防・救急需要や運用状況によっては、分署を分遣所とするなど、柔軟な施設運用を進めるべきである。

イ 人員・車両・資機材の適正配置

アに伴い、従来の固定的な配置にとらわれず、人員、車両及び資機材を適正に配置するとともに、消防・救急需要や災害発生状況に応じて、職員及び車両を市全体で柔軟かつ流動的に運用できる体制を整備すべきである。消防ポンプ自動車等については、「消防力の整備指針」^{viii}を踏まえ、消火活動、救助活動及び安全管理を適切に実施できる体制を確保するため、原則4名の搭乗を基本とし、活動隊員の安全確保と現場活動の実効性の向上を図るべきである。

ウ 初動・応援体制の強化

ア、イを通じて、複数の災害や救急事案が同時に発生した場合を含め、災害発生場所に応じて最も迅速かつ効果的に対応できる出動・応援体制を構築すべきである。

エ 運用状況の検証と改善

運用の適切さについて、現場到着時間、出場件数、部隊の移動状況及び署所の一時的な不在状況等を継続的に記録・検証し、その結果に基づき必要な改善を行うべきである。

(2) 消防・救急・救助体制の充実

消防・救急需要や災害の複雑・多様化に対応するため、車両、資機材の計画

的更新、及び職員の専門能力向上と教育訓練の充実が求められている。そのために、前者は実効性を、後者は実施に係る十分な時間を確保すべきである。

ア 消防・救急車両の整備・更新

消防・救急需要や災害の複雑化・多様化に対応するため、配置場所、台数及び種別を見直すべきである。更新にあたっては、必要な活動能力と安全性を確保し、地域の道路条件や維持管理の負担も考慮して、用途に適した車両を計画的に整備すべきである。

イ 救急体制の充実

メディカルコントロール、医療機関、ドクターヘリ等との連携を強化し、傷病者の状態に応じた適切な処置と円滑な搬送につながる救急体制を充実すべきである。

ウ 救助体制の充実

自然災害や複雑化・多様化する事故等に対応できるよう、専門的な救助隊員の育成と、関係機関との合同訓練や実践的な訓練を充実すべきである。

エ 訓練施設の活用

本署の訓練施設を有効に活用し、消防職員及び消防団員の実践的な教育・訓練の充実はもちろん、市民や事業所等を対象とした体験型の防火・防災教育にも活用すべきである。

オ 救命・救急に関する市民啓発

市民自身による適切な応急手当と救急車の適正利用を促進するため、救急安心センター^{ix}（#7119）の普及啓発を進めるべきである。また、心肺蘇生法、AEDの使用方法、止血法など、救急現場に居合わせた市民が救急隊到着までに実施できる応急手当を学ぶ普通救命講習について、受講しやすい機会を確保し、応急手当の知識と技術の普及を進めるべきである。

コラム 救急車の適正利用と #7119	コラム 普通救命講習
 救急車は、生命に危険がある重篤な状態に対応するための限られた資源です。 ● 本当に必要な人へ迅速に対応できるよう、救急車の適正利用にご協力をお願いします。 ● 緊急ではないときは、最寄りの医療機関を受診するか、救急安心センター（#7119）をご利用ください。  救急安心センター #7119 看護師等が相談に応じ、受診の必要性や対応方法などを案内します。	普通救命講習では、救急現場に居合わせたときに実施できる応急手当の知識と技術を学ぶことができます。  心肺蘇生法（胸骨圧迫・人工呼吸） 心臓や呼吸が止まった人に対する胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸の方法を学びます。  AEDの使用方法 自動体外式除細動器（AED）の使い方と注意点を学びます。  止血法 出血があるときの適切な止血の方法を学びます。  窒息時の対応 食べ物などによる窒息時の対応方法を学びます。  いざという時に大切な命を守るため、受講をおすすめします。

（３）人材の確保・育成と環境整備

将来にわたり消防力を維持するため、安定的な人材確保と専門性の高い職員の育成が求められていることから、研修・技能向上や余暇に必要な時間を確保するための職場環境（主に仕組み）を整備すべきである。

ア 研修・技能向上や余暇に必要な時間の確保

（１）アで示した一体化に合わせ、勤務体制のマネジメントにより公正で無理のない適切な労働時間を実現し、人材確保・育成を進めるべきである。

イ 人材の確保

若者や女性を含めた幅広い人材の確保に取り組むとともに、職員が安心して働き続けることのできる職場環境を整備すべきである。

ウ 多様な業務に対応できる人材の育成

消防・救急・救助・予防・通信指令等に必要な知識・技術を身につけ、複数の業務へ柔軟に対応できる職員を計画的に育成すべきである。

エ 管理・監督能力の向上

（１）アと（３）アを実現するため、管理職及び現場指揮者のマネジメント能力、及び安全管理能力の向上を図るべきである。

オ 安全管理と健康管理

災害現場における安全管理体制を徹底するとともに、安全装備・資機材の充実、実践的な教育・訓練及び職員の心身の健康管理を進め、事故や負傷の防止を図るべきである。

（４）消防DX・通信指令体制の強化

消防に欠かせない通信システムと付随する設備は、耐用年数や保守契約等を踏まえた計画的なメンテナンス・更新を確実に進めなければならない。また、その運用のため、迅速かつ的確な情報収集、指令及び災害対応ができる体制を構築すべきである。加えて、ICTや新技術を活用することで、さらなる効率化を進めるべきである。

ア 高機能消防指令システム

令和１２年度が機器の更新時期とされていることから、運用体制の最適化や近隣自治体等との連携の可能性を含め、計画的な改修を進めるべきである。

イ 消防救急デジタル無線

令和１２年度が機器の更新時期とされていることから、組織間の相互通信、消防DX及びセキュリティを踏まえた最適な通信環境への改修を進めるべきである。

ウ 消防DXの推進

映像・位置情報、AI等の新技術を活用し、情報共有、意思決定、及び災害対応の高度化・効率化を進めるべきである。

(5) 火災予防・地域防災力の強化

通常の消防活動を確実に実施することに加え、火災の未然防止と被害軽減をさらに進めるため、消防団、自主防災組織、事業所、新見公立大学をはじめとする教育機関、及び地域コミュニティとの連携を深め、地域全体の災害対応力を高めるべきである。

ア 住宅防火対策

住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を促進するとともに、高齢者向けの対策等、きめ細やかな住宅防火対策を推進すべきである。

イ 査察・危険物施設の安全対策

火災危険性等に応じた査察を確実に実施し、危険物施設への適切な指導及び事故防止対策を推進すべきである。

ウ 予防人材の育成

予防業務の高度化・多様化に対応するため、予防技術資格者等を計画的に育成すべきである。

エ 地域と連携した防災活動の推進

消防団、自主防災組織、事業所、新見公立大学をはじめとする教育機関及び地域コミュニティと連携し、防災教育・訓練を進めるべきである。また、学生の学びや地域活動、事業所の人材育成など、それぞれの活動に防災の視点を取り入れ、継続して参加できる仕組みづくりを進めるべきである。

2 消防団の取組

消防団員数が減少し、団員の高齢化も進む中で、将来にわたり地域の消防・防災活動を維持するための担い手確保が課題となっており、団員が継続して活動できるよう、活動内容や参加方法、車両、施設及び装備等の活動環境を地域の実情に応じて見直す必要がある。

(1) 消防団員の確保・育成

多様な人材が参加しやすくなるよう活動のあり方を見直し、将来の担い手を確保・育成すべきである。

ア 多様な消防団員の確保

地域の実情やライフスタイルの変化を踏まえ、活動内容や参加方法を柔軟に見直すべきである。また、機能別団員制度等を活用し、多様な人材がそれ

それぞれの事情や能力に応じて参加・活動できる仕組みを構築すべきである。

イ 次世代の担い手育成

小中高生への広報活動、職場体験、各種イベント及び防災教育等を通じて、消防団の役割や魅力を伝え、将来の地域防災を担う人材を育成すべきである。

(2) 活動基盤の維持・活動のサポート

消防団活動を支える車両、施設、装備等について、国・県等の支援制度の活用を含め、必要な財源の確保と有効活用を図りながら計画的に整備すべきである。

ア 車両・活動拠点の維持

活動の中核を担う消防団車両と活動の拠点となる詰所・機庫は、常時運用できるように、計画的に点検・メンテナンス・更新を進めるべきである。

イ 装備・資機材の維持

消防団員が安全かつ効果的に活動できるよう、被服、装備及び資機材を常に充足させておくべきである。

(3) 地域に根ざした消防団活動の推進

人口減少や社会環境の変化を踏まえ、地域の実情や団員個々の事情を考慮した消防団活動を進めるべきである。

ア 地域に根ざした消防団活動

地域行事や防災活動等への参加を通じて、地域住民とのつながりを深め、地域の実情に即した消防団活動を推進すべきである。また、多様な人材の確保とそれぞれの能力が発揮できる役割分担を検討すべきである。

イ 団員が活動しやすい環境づくり

消防団員が安心して継続的に活動できるよう、仕事や家庭等の個々の事情に配慮するとともに、訓練や活動に伴う負担の軽減、訓練日時の調整、地域行事等と組み合わせた活動など、参加しやすい活動環境やサポート体制を整備すべきである。

ウ 消防団活動への理解促進

消防団の役割や活動内容を広く周知し、市民及び事業所の消防団活動への理解と協力を促進すべきである。

(4) 消防本部・地域・事業所との連携強化

大規模災害等に迅速かつ効果的に対応するため、消防本部及び消防署、消防団、自主防災組織並びに事業所等が平常時から連携し、地域全体で災害に対応できる体制を構築すべきである。

ア 消防本部・消防署との連携

定期的な情報共有や合同訓練を実施するとともに、災害時の役割を確認し、消防本部及び消防署と消防団が円滑に連携する災害対応体制を構築すべきである。

イ 自主防災組織との連携

災害に備え、日頃から地域のイベント等で協働し、交流を深めておくべきである。また、その仕組みを構築すべきである。

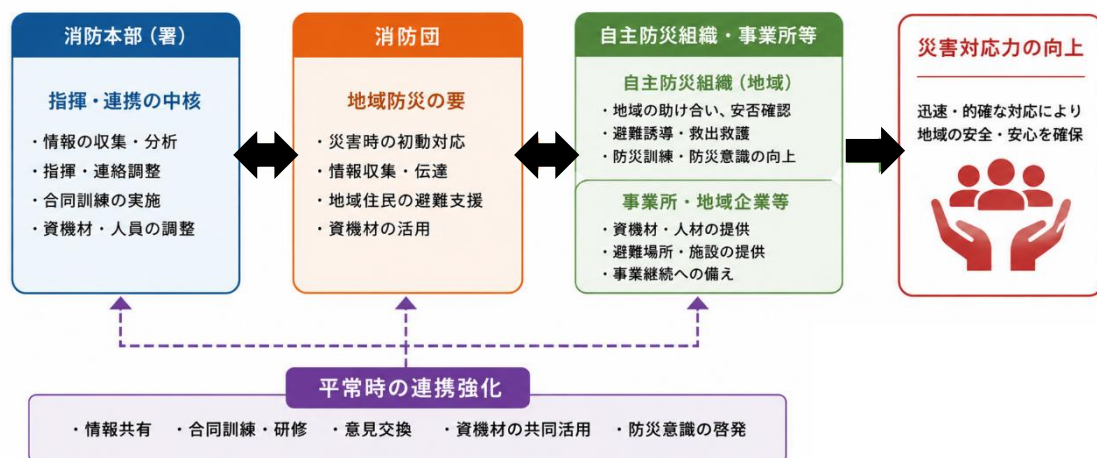
ウ 事業所との連携

消防団協力事業所表示制度を活用し、事業所の消防団活動への理解と協力を促進し、事業所との円滑な連携を構築すべきである。

エ 人材・資機材の有効活用

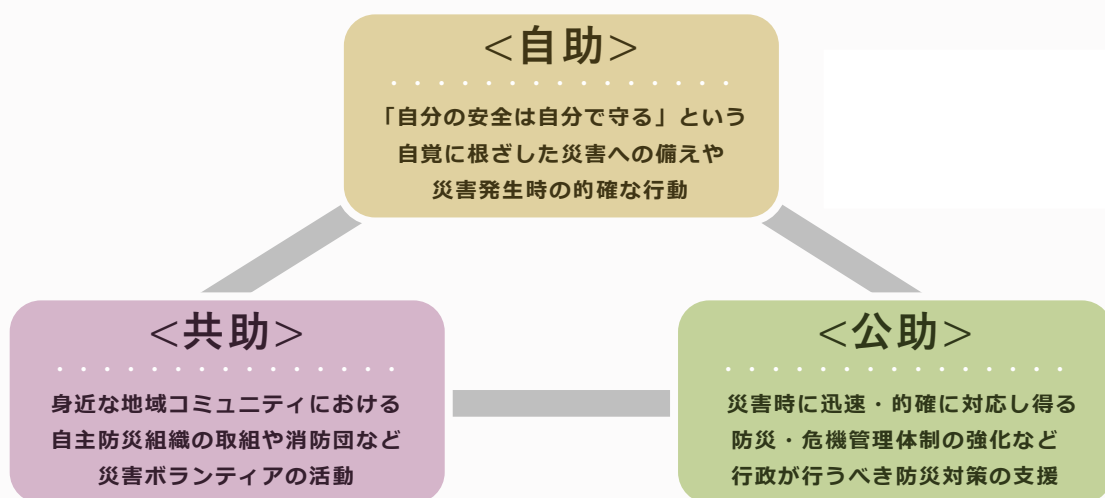
大規模災害時に、車両及び資機材を有効に活用できるよう、関係者が保有する資源と活用可能な範囲を把握し、連絡方法や協力を求める手段を確認しておくべきである。訓練等を通じて連携方法を検証し、地域全体の災害対応力の向上につなげるべきである。

消防本部・地域・事業所等の連携体制（イメージ図）



3 自主防災組織等の取組

大規模災害に、公助のみで対応することは困難である。そのため、市民一人ひとりの自助と地域で支え合う共助を高めるとともに、日頃から消防、行政、消防団、自主防災組織及び事業所等が情報を共有し、いつでも連携できる体制を整えておくべきである。



(1) 自主防災組織等の活動強化

地域の自助・共助の取組を支援すべきである。

ア 定期的な防災訓練の実施

地域の災害特性を踏まえ、避難、初期消火、救出・救護等の実践的な訓練を継続して実施すべきである。また、継続性を高める実施プログラムの作成を支援すべきである。

イ 自主防災活動への支援

消防・行政が自主防災組織等の活動をモニタリングし、必要な支援を提供すべきである。また、地域内の防災資源（人材、資機材等）を把握し、自助でできることを確認・検討する仕組みを構築すべきである。

(2) 地域防災を担う人材の育成

地域防災活動を将来にわたって継続するとともに、災害時に地域の人材やコミュニティを有効に活用できるよう、防災を担う人材を計画的に育成すべきである。

ア 防災リーダーの育成

地域の中心となって防災活動を推進し、災害時には資機材の運用を進め、地域の人材や公助をつなぐ役割を担う防災リーダーを計画的に育成すべきである。

イ 防災教育・啓発の推進

出前講座、広報及び体験活動等を通じて、幅広い世代の防災意識と知識の向上を図り、地域防災活動への参加を推進すべきである。

ウ 学生等の地域防災活動への参画

防災士資格を持つ学生や学生機能別団員をはじめとする若い世代が、学びを生かして地域の防災活動に継続的に参画できる仕組みを整え、次世代の防災人材を育成すべきである。同時にこの仕組みは、参画した学生等が他地域や就業先で防災活動を担える人材となるための、経験を積む機会とすべきである。

(3) 消防・行政・地域との連携強化

地域全体で防災活動を担うため、消防・行政・地域が情報を共有し、連携を深めるべきである。

ア 情報共有・支援体制の強化

消防団員が自主防災組織の主なメンバーを兼ねるという特長を生かし、災害時に迅速に連携できる体制を整備すべきである。

イ 消防団との連携

災害に備え、消防団に所属しない自主防災組織のメンバーにも、地域のイベント等への参加を促し、交流を深めておくべきである。また、参加を促す仕組みを構築すべきである。

(4) 事業所との協力体制の構築

大規模災害による被害の最小化と経済活動の早期復旧を図るため、消防・行政はもちろん、地域と事業所との協力体制を構築すべきである。

ア 事業所の防火・防災体制の強化

市は防火管理者等への講習・研修を充実し、事業所の自衛消防体制の強化を支援すべきである。

イ 情報共有・意見交換

事業所は、地域と定期的に情報交換・意見交換を行い、防火・防災に関す

る情報共有を進めるべきである。

ウ 災害時の協力体制

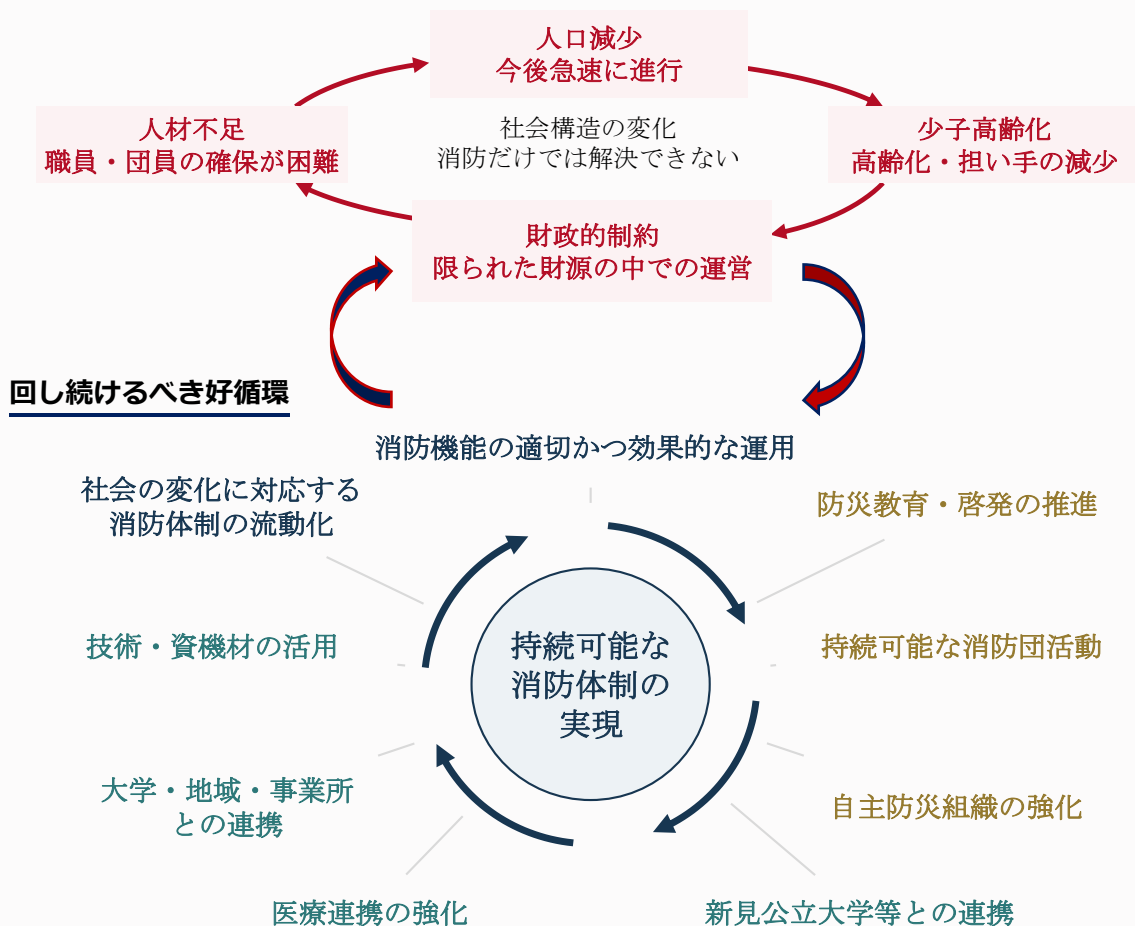
大規模災害時に地域と事業所が相互に協力できるよう、相互応援協定等を含めた連携体制の構築を推進すべきである。

4 計画の推進と検証

本提言を構想計画へ反映し、具体的な事業、実施時期、数値目標及び検証方法を明らかにした上で、計画を着実に進めるべきである。

また、各年度において、取組の進行状況、現場到着時間、出場件数、部隊移動、署所の一時的な不在状況、消防・救急需要並びに市民及び職員の意見等を継続的に確認・検証し、その結果を踏まえて、必要に応じて事業及び運用を改善すべきである。

避けられない社会構造の変化



おわりに

消防の使命は、火災、救急、救助への対応のみならず、自然災害その他のあらゆる災害から、市民の生命、身体及び財産を守ることです。人口減少や社会情勢の変化が進む中であっても、この使命が変わることはありません。

一方、人員、車両、施設及び財源には限りがあります。現在ある消防力を市全体で有効に活用し、将来にわたり必要な消防・救急サービスを維持できるよう常に見直していく必要があります。そのためには、本署を中心として市全体の消防力を柔軟に運用するとともに、それに応じた人員配置、部隊運用、安全管理を行い、その結果を検証し改善につなげていくことが重要です。

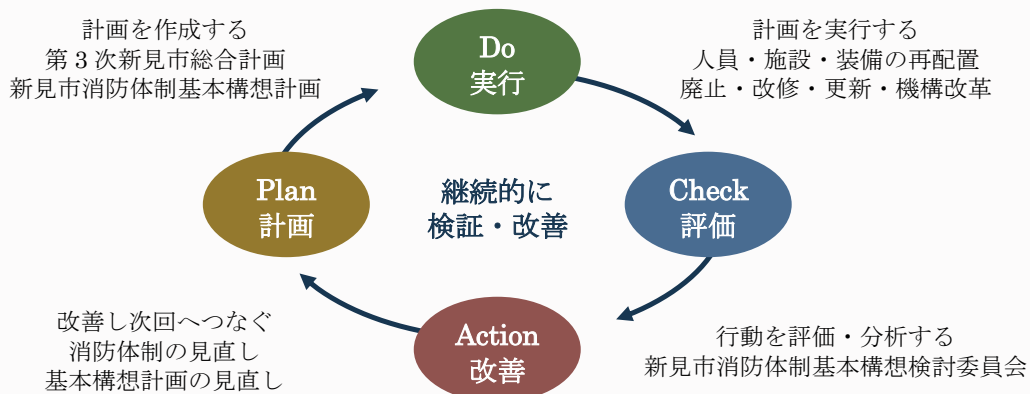
また、地域の安全を消防だけで守ることはできません。消防団、自主防災組織、事業所、市民一人ひとりがそれぞれの役割を担い、日頃から連携することに加え、庁内の関係部局が分野横断的に連携し、関連する施策を総合的に推進し、地域全体の防災力を高めていく必要があります。

市民の安全・安心を将来にわたり守り続けるために、本提言を作成しました。これを踏まえ、提言に示した多くのステークホルダーとの丁寧な対話を重ねながら、持続可能で信頼される消防体制の構築に取り組まれることを期待します。

令和8年10月

新見市消防体制基本構想検討委員会

消防体制のPDCAサイクル



新見市消防体制基本構想検討委員会

委 員 長	若本 和仁	大阪大学大学院工学研究科附属 フューチャーイノベーションセンター 准教授
副委員長	穂崎 恭通	岡山県消防学校 副参事
委 員	井上 弘子	新見公立大学 健康科学部看護学科 講師
委 員	藤原 貴枝	新見市小学校長会 会長
委 員	吉村 薫	新見市消防団 団長
委 員	信谷 昌吾	新見市自主防災組織連絡協議会 会長
委 員	立花 久恵	新見市防火委員会 会長
委 員	船越 孝則	新見市民生委員・児童委員協議会 会長
委 員	元田 禎一郎	刑部地域振興協議会 会長
委 員	仲田 増太郎	新郷きずなの会 会長
委 員	佐藤 睦美	萬歳地区ふるさと振興協議会 会長
委 員	佐伯 雅輝	大竹会 会長
委 員	吉田 徹	新見医師会 会長
委 員	山田 昌宏	岡山県消防保安課 課長
委 員	林 司朗	新見市議会総務消防常任委員会 委員長
委 員	前田 勝志	新見市消防本部警防課 課長
事務局	大月 義正	新見市消防本部総務課 課長
事務局	杉本 義幸	新見市消防本部総務課 課長補佐
事務局	稲村 崇	新見市消防本部総務課 主査

検討委員会開催状況

開催日時・会場等	検討概要
第1回検討委員会 日時：令和8年6月4日（木） 9時00分～12時00分 場所：新見市消防庁舎2階 防災会議室 出席委員：16人 欠席委員：なし	○議題 ・新消防庁舎見学 ・委員及び事務局職員の紹介 ・検討委員会設置の趣旨説明 ・委員長及び副委員長の選任 ・消防本部の現状と課題について（説明） ・今後の検討の進め方について
第2回検討委員会 日時：令和8年7月14日（火） 10時00分～12時00分 場所：新見市消防庁舎2階 防災会議室 出席委員：15人 欠席委員：1人	○議題 ・自主防災組織との連携による防災体制について（説明） ・第1回検討委員会の意見整理及び振り返り ・消防本部の抱える課題と必要な対応の整理について ・将来に向けた消防体制の在り方について
第3回検討委員会 日時：令和8年8月28日（金） 10時00分～12時00分 場所：新見市消防庁舎2階 防災会議室 出席委員：15人 欠席委員：1人	○議題 ・第2回検討委員会の意見整理及び振り返り ・消防署所の配置と役割の整理 ・各配置に基づく消防カシミュレーション ・計画見直し及び提言案の方向性について
第4回検討委員会 日時：令和8年10月2日（金） 10時00分～12時00分 場所：新見市消防庁舎2階 防災会議室 出席委員：12人 欠席委員：4人	○議題 ・第1回から第3回検討委員会の意見整理及び振り返り ・計画に対する提言の確認
市長報告 日時：令和8年10月19日（月） 13時00分～14時00分 場所：市役所市長室 出席委員：1人（委員長）	○内容 ・計画に対する提言書提出

参考文献

i 新見市消防体制基本構想検討委員会設置要綱

<https://krr139.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView>

ii 新見市消防体制基本構想計画

<https://www.city.niimi.okayama.jp/syoubou/>

iii 第3次新見市総合計画 | 行政・議会 | 新見市 | 岡山県新見市 公式ホームページ

https://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/56.html

iv 日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計 | 国立社会保障・人口問題研究所

<https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/t-page.asp>

v 消防年報 | 消防本部概要 | 新見市消防本部

<https://www.city.niimi.okayama.jp/syoubou/pages/about/report>

vi 消防団 | 新見市消防本部

<https://www.city.niimi.okayama.jp/syoubou/pages/firebrigade/index>

vii 自主防災組織 | 暮らしのガイド | 新見市 | 岡山県新見市 公式ホームページ

https://www.city.niimi.okayama.jp/kurashi/kurashi_detail/index/471.html

viii 消防力の整備指針（平成12年消防庁告示1） | 告示 | 総務省消防庁

<https://www.fdma.go.jp/laws/kokuji/post4/>

ix 救急車？病院？迷ったときは#7119にお電話ください - 岡山県ホームページ(地域医療推進課)

<https://www.pref.okayama.jp/page/1032702.html>